

修理・修景・許可基準

基本的考え方

許可基準：現状変更の許可を受けるための最低基準
出石城下町の伝統的風致を著しく損なわないものとすること。

修景基準：特定物件以外の物件で、補助金交付対象となる基準
出石伝統的建造物群の特性（出石らしさ）を維持したもので、伝統的まちなみ景観の形成に寄与するものであること。

修理基準：特定物件の修理指針で、補助金交付対象となる基準
原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。

敷地割

許可基準：現状維持を原則とする。
修景基準：現状維持を原則とする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。

位置

許可基準：伝統的まちなみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
修景基準：両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。

高さ

許可基準：地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
修景基準：2階建を原則とする。
主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。

構造

許可基準：主要構造は原則として木造とする。ただし用途上やむを得ず他の構造とする場合は外部意匠を考慮し、伝統的まちなみと調和を図る。
修景基準：原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的まちなみ景観と調和するものとする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る。

屋外広告物

許可基準：歴史的風致を損なわないものとする。
修景基準：掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の伝統的まちなみ景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。
修理基準：掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の伝統的まちなみ景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

屋根

許可基準：勾配屋根とし、原則として切妻様式平入りとする。屋根材料及び勾配等については、歴史的風致を損なわないものとする。
修景基準：勾配屋根とし、勾配は4寸5分程度とする。
原則として切妻様式平入りとする。
屋根材料は伝統的建造物の特性を維持したものとする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
既存の部材をできる限り保存活用する。

外壁

許可基準：自然素材を多く用いた伝統的な様式、意匠とし、歴史的風致を損なわないような位置・形態・仕上げとする。
修景基準：材質、様式、意匠は伝統的建造物の特性を維持したものとする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
既存の部材をできる限り保存活用する。

色彩

許可基準：全体として歴史的風致を損なわないものとする。
修景基準：伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的まちなみ景観に調和したものとする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。

軒・庇

許可基準：軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建築物に合わせ、伝統的まちなみ景観に調和したものとする。
修景基準：主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げは、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
既存の部材をできる限り保存活用する。

建具

許可基準：歴史的風致を損なわないものとする。
修景基準：位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
建具は木製引戸とし、1階の腰高窓には伝統的な意匠の出格子を設ける。
やむを得ず金属製建具とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。
復原的修景の場合は虫籠窓や木製擋り上げ戸も可とする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
既存の部材をできる限り保存活用する。

基礎

許可基準：歴史的風致を損なわないものとする。
修景基準：基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
既存の部材をできる限り保存活用する。

車庫・駐車場

許可基準：駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。

土地の形質の変更

許可基準：変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。

木竹の伐採・植栽

許可基準：伐採・植栽後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

土石類の採取

許可基準：採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

明治・大正期が
まちなみの美の
クライマックス

こだわるのは
「出石らしさ」です

設備機器等

許可基準：歴史的風致を損なわないものとする。
修景基準：通りから見えないような配置・形状とする。
やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的まちなみと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たなくするために目隠しを行うものとする。
修理基準：通りから見えないような配置・形状とする。
やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的まちなみと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たなくするために目隠しを行うものとする。

工作物（規模・意匠）

修景基準：塀・石垣などについて、規模・様式・材料・仕上げ・着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。
修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
既存の部材をできる限り保存活用する。

環境物件（木竹・庭園）

修理基準：伝統的まちなみと調和するよう現状維持及び保全、又は復旧とする。

